

第58回社会を明るくする運動

.....統一標語 「防ごう犯罪と非行 助けよう立ち直り」.....

《強調月間7月1日～31日》

おかえり。

人は、変わることができる。
 そう信じることから
 更生保護はスタートします。
 あやまちをくり返すことのないように、
 犯罪や非行からの立ち直りを
 社会の一人ひとりが支えていく。
 更生への希望は、
 あなたの「おかえり」から生まれます。

主唱／法務省
 牛久市
 牛久市保護司会
 牛久市更生保護女性会
 牛久市青少年相談員連絡会

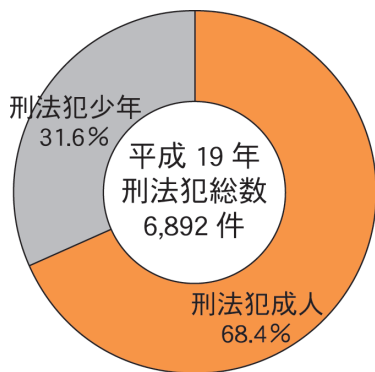


犯罪や非行をめぐるさまざまな問題の背景の一つに、家庭や学校における子どもへのしつけ機能の問題が挙げられていますが、茨城県の平成19年中の刑法犯少年(*)の検挙・補導状況は、2,180件(前年比△1.1%)でした。

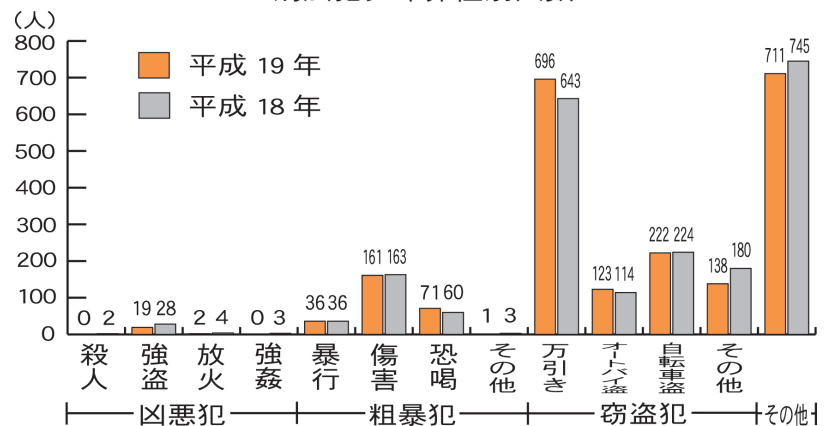
少年犯罪件数は、全国的にも減少の傾向を示していますが、茨城県刑法犯総数に占める少年の割合は、全体の31.6% (前年33.3%)で、なお高い割合を占めています。

少年非行の概況(茨城県警察本部少年課資料より)

刑法犯総数に占める少年の割合



刑法犯少年罪種別人数



非行防止のための十則

- 1 子どもを放任するな — 子どもを育てる責務の自覚を —
 - 2 子どもの身の回り、行動に注意しよう。
 - 3 親の権威を失うな — しつけに自信を —
 - 4 子どもの言いなりにならないようにしよう。
 - 5 子は親を映す鏡であることを忘れるな — 自ら厳しく —
 - 6 子どもにも教えたことは自分で模範を示そう。
 - 7 親子の対話を忘れるな — 子どもを理解する —
 - 8 子どもにも積極的に関わりかけよう。
 - 9 子どもにも善悪のけじめをつけさせることを忘れるな
 - 10 やっていいこと、悪いことの違いを教えよう。
- 6 子どもにも過度の期待を掛けるな — 適度な目標と進路を —
- 7 子どもを甘やかすな — 忍耐力と自律心を —
- 8 小さい時からしつけることを忘れるな — 後で悲しまないために —
- ・物分かりのよい親は要注意です。
- ・親の一方的な願望や見えて子どもをしっかりと付けることはやめよう。
- ・かわいがるだけでは子どもを駄

(*)少年とは20歳未満の者で、刑法犯少年は14歳以上20歳未満で罪を犯した者

「社会を明るくする運動」の法務大臣メッセージが伝達されました！



「社会を明るくする運動」とは

すべての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場で力を合わせ、犯罪のない明るい社会を築いていこうとする全国的な運動です。

市でも保護司会、更生保護女性会、青少年相談員連絡会を中心に、街頭キャンペーンなどの活動を展開します。

社会環境の悪化や複雑化する中で、子どもたちが健やかに育つように、家庭や学校、地域が連携を取り一体となって、犯罪や非行のない明るい社会をつくりましょう。

◆万引き防止のために

◇お店の方へ

- ・店内放送を行い、注意を喚起しましょう。
- ・店内をぶらぶらしていたり、商品をもてあそんでいる子どもたちに対して、積極的に声を掛けましょう。

◇家庭では

- ・子どもの持ち物に気を付けて、買い与えていない物があつたら「どうしたの」と聞いてください。
- ・万引きをしたことが分かったら、親子一緒にお店に謝りに行くことが大切です。
- ・万引きは「お金を払えばよい」というのではなく、「泥棒」であることをはっきり教えてください。

◆少年に良い環境を

◇家庭では

- ・親子の対話を大切にしましょう。
- ・大人は、ポルノ雑誌などを家庭に持ち込まないようにしましょう。
- ・テレビなどは、健全な番組を選

ばせましょう。

- ・子どもには、良い本を読む習慣をつけさせましょう。

- ・携帯電話やインターネットにはフィルタリングサービスを利用し、正しい使用について話し合いまししょう。

◇地域では

- ・地域の活動に参加しましょう。
- ・有害図書、有害玩具などを販売している自動販売機が設置されないよう見守りましょう。
- ・成人映画などは、子どもに見せないようにしましょう。

目にします。

9二つしかかったら、三つ褒める心掛けを忘れるな — いつも励みと温かさを —

・頭ごなしやむらのある感情的なしかり方は逆効果です。

10子どもにも目標を持たせることを忘れるな — 若いエネルギーの方向を正しく —

・過度の干渉を避けて、自立化を助けよう。

・レンタルショップや遊戯場などが少年のたまり場にならないようにしましょう。

愛の募金運動にご協力ください

青少年の非行防止と更生の援助のために
あなたの温かい理解と愛の手を！

牛久市更生保護女性会会長 齋藤貞子

「第58回社会を明るくする運動」強調月間が7月1日から始まりました。更生保護女性会は、女性の立場から「青少年に母の愛を」をモットーに、不幸にして非行に陥ってしまった青少年のために、一日も早く本来の健やかな姿に立ち戻ってほしいという願いをもって、援助のための募金活動を行っています。

これは、県下の更生保護女性連盟の一事業です。おかげさまで毎年多額の浄財が寄せられ、県内の矯正施設ならびに保護観察中の少年たちの更生保護費として寄付しております。施設では、図書費や視聴覚器材をはじめ、社会活動のための参加費、作業用の衣類、あるいはパソコンなどの教材費に有効に役立てています。また、私どもの地域での活動にも使わせていただいております。

今年もこの「社会を明るくする運動強調月間」に会員が募金活動を行います。この趣旨をご理解くださいます、一層のご協力をお願い申し上げます。

問い合わせ 市児童福祉課 ☎873-2111内線1731